工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)【第二条関係】

(特定通知等の指定) (略) (特定通知等の指定) (特許法第二十一条第二項(同法第二十一条第二項(同法附則第二十二条第二項(同法附則第二十二条第二項(同法附別第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二十一条第二項(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第二种表第二项(意匠法第一种表第二项(意匠法第一种表第二项(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法第一种表)(意匠法)(意匠法第一种表)(意匠法)(意匠法)(意匠法)(意匠法)(意匠法)(意匠法)(意匠法)(意匠法	改正案
(特定通知等の指定) (略) (特定通知等の指定) (特定通知等の指定) (特定通知等の指定) (特定通知等の指定) (特定通知等の指定) (特定通知等の指定) (特定通知等の指定) (特定通知等の指定) (時) (特定通知等の指定) (時) (特定通知等の指定) (時) (中) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市	現

とする。

とする。

ののには、一点を含む。)若しくは同法第二条の三の規定による特定条の五第三項(実用新案法第四十八条の五第三項において準用含む。)において準用する場合を含む。)、特許法第百八十四第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)及び同法附則項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法附則項(意匠法第五十二条を含む。)、特許法第百三十三条の二第一一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)に

6

令第六条第二十号の経済産業省令で定める通知は、

特許法施

送付とする。

案法施行規則第九条の規定による実用新案技術評価書の謄本の7 令第六条第二十二号の経済産業省令で定める通知は、実用新

をする。 一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは同法第二条の三の規定による特定等十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) なび同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) 及び同法附則項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法附則の一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)に

- 令第六条第二十一号の経済産業省令で定める通知は、実用新通知とする。 第一項において準用する場合を含む。)の規定による返還の、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二行規則第十五条第二項 (実用新案法施行規則第二十三条第一項
- きすいた。 案法施行規則第九条の規定による実用新案技術評価書の謄本の7 令第六条第二十一号の経済産業省令で定める通知は、実用新